関係医療機関 御中

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

## 宿泊療養施設への積極的な転送について

今般の新型コロナウイルス感染症対策には多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで、令和3年1月13日付け、4月2日付け事務連絡により、入院医療機関において、症状改善等により退院基準を満たしていないが治療の必要性が低下した患者については、症状に応じた適切な療養を行い、必要な病床を確保するため、積極的に宿泊療養施設への転送を依頼しております。

このたび、感染力の強いオミクロン株への置き換わりによる感染の急拡大を受け、1月27日より本県全域が「まん延防止等重点措置」の実施区域として指定されることとなりました。県においては、一般医療とのバランスも考慮しつつ、入院医療の逼迫を回避するため、症状に応じた適切な療養を実施することとし、重症化リスクの少ない中等症(概ね I 程度)の患者については、原則、宿泊療養で対応することとしております。しかしながら、1月27日現在において病床使用率は56.5%と高くなっており、さらなる患者の増加に備え、真に入院治療が必要な患者が確実に入院できる運用が必要となります。

また、重症化リスク因子を有し、酸素投与を要しない患者において有効とされている、「ソトロビマブ(ゼビュディ<sup>®</sup>)」による中和抗体療法や「モルヌピラビル(ラゲブリオ<sup>®</sup>)」内服による抗ウイルス療養はオミクロン株にも有効であることが示されています。

つきましては、入院治療の必要性が低下した患者については、積極的に宿泊療養施設での療養をご検討いただきますよう改めてお願いいたします。

(お問い合わせ)

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局医療体制班